

## 社会福祉法人津久見市社会福祉協議会 Facebook 利用規約

社会福祉法人津久見市社会福祉協議会（以下、「津久見市社協」という。）が運用する Facebook の利用規約（以下、「利用規約」という。）を次のとおり定めます。

本利用規約は、津久見市社協が運用する Facebook（以下、「本サービス」という。）を利用する全ての方（以下、「利用者」という。）に適用されます。

利用者が本サービスを利用するには、利用規約に同意しなければなりません。また、利用者が利用規約を確認したか否かを問わず、本サービスを利用した時点において、利用規約に同意したものとみなします。

### 1 遵守事項

利用者は、次に掲げる行為をしてはならないものとします。利用者による投稿内容について、津久見市社協が、禁止事項に該当すると判断した場合は、利用者事前に何ら通知することなく、投稿の削除、その他の必要な措置をとることができるものとします。利用者は、これらの措置について、措置に関する質問・苦情等を一切申し立てないものとします。

- (1) 本サービスの趣旨に合致しない行為。
- (2) 津久見市社協、他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為。
- (3) 公序良俗、法令に違反し、又は違反する恐れのある行為。
- (4) 他者になりすますなど虚偽や事実と異なる情報及び正否の確認できない噂等を掲載する行為。
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為（ウェブサイトの紹介等を含む）。
- (6) 著作権、商標権等の法令に基づき保護される第三者の権利、及び肖像権等の法的保護に値する第三者の利益を侵害するおそれのある行為。
- (7) 他の利用者又は第三者に関して、住所・電話番号、メールアドレス等の個人情報を特定・開示・漏えいする等の個人のプライバシーを侵害する行為。
- (8) 有害なプログラム等を送信することにより通信機器の機能を妨害し、情報を引き出し、又は他者のアクセスを妨害する行為。
- (9) 津久見市社協、他の利用者又は第三者に不利益を与える行為。
- (10) その他、運用者が不適切と判断した行為。

### 2 知的財産権等の帰属

掲載している個々の情報（画像、動画、文書、イラスト等）に関する著作権・商標権等の法令に基づき保護される権利、及び肖像権等の法的保護に値する権利又は利益は、津久見市社協又は原権利者に帰属します。

ただし、Facebook 上の「シェア」機能を使用し掲載する場合、津久見市社協又は原権利者は、これについて承諾したものとみなします。

### 3 免責事項

- (1) 津久見市社協は、掲載情報の正確性、完全性、有用性を完全に保証するものではありません。
- (2) 津久見市社協は、本サービスの情報等に起因して生じた損害に対して、一切の責任を負いません。
- (3) 津久見市社協は、利用者が投稿した内容について一切の責任を負いません。
- (4) 津久見市社協は、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルによって、利用者若しくは第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (5) 津久見市社協は、予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断し、又は中止することがあります。
- (6) 本サービスは、Meta Platforms, Inc. のシステムによって運用されています。津久見市社協は、Meta Platforms, Inc. のシステム運用状況に関するご質問等については、一切お答えすることができません。また、Facebook サイト、Meta Platforms, Inc. または第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、ご利用方法、技術的なご質問等に関しても、一切お答えすることができません。
- (7) 津久見市社協は、掲載情報に対する利用者からの問い合わせ等について、必ず応答する義務を負いません。
- (8) 津久見市社協は、本サービスの全部もしくは一部の変更、又は一時停止もしくは閉鎖に起因して利用者が被った損害に対して、一切の責任を負いません。
- (9) 津久見市社協は、法令に基づいて削除義務が生じる場合を除いて、情報の削除義務を負いません。

### 4 利用規約の変更

- (1) 利用規約は、予告なく変更する場合があります。
- (2) 変更後の利用規約は、別途定める場合を除き、本サービス上に掲載した時点から効力を生じるものとします。

### 5 問い合わせ先

社会福祉法人津久見市社会福祉協議会

TEL 0972-82-5000

FAX 0972-82-5003

E-mail fukushi-center@tsushakyo.or.jp

#### 附 則

この規約は、令和3年5月27日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和7年1月15日から施行する。